

告 示

埼玉県告示第二百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越モディ

埼玉県川越市脇田町四番二号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社丸井 代表取締役 青井浩

東京都中野区中野四丁目三番二号

（変更後）株式会社丸井 代表取締役 佐々木一

東京都中野区中野四丁目三番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社石橋楽器店 代表取締役 石橋清一

東京都千代田区神田駿河台二―二 外 計三十二者

（変更後）株式会社アニメイト 代表取締役 崎田竜也

東京都板橋区弥生町七十七―三 外 計十四者

ハ 変更年月日

平成二十九年二月十五日外

ニ 届出年月日

平成三十年三月八日

二 縦覧期間

平成三十年三月二十日から平成三十年七月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月二十日から平成三十年七月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課